

東京都地域自殺対策強化補助事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正	現行
東京都地域自殺対策強化補助事業補助金交付要綱	東京都地域自殺対策強化補助事業補助金交付要綱
平成 2 7 年 4 月 1 日	平成 2 7 年 4 月 1 日
2 7 福保保政第 1 9 号	2 7 福保保政第 1 9 号
改正 平成 2 8 年 7 月 2 0 日	改正 平成 2 8 年 7 月 2 0 日
2 8 福保保政第 5 7 4 号	2 8 福保保政第 5 7 4 号
改正 平成 2 9 年 6 月 1 5 日	改正 平成 2 9 年 6 月 1 5 日
2 9 福保保政第 4 1 5 号	2 9 福保保政第 4 1 5 号
改正 平成 2 9 年 6 月 1 5 日	改正 平成 2 9 年 6 月 1 5 日
2 9 福保保政第 4 1 5 号	2 9 福保保政第 4 1 5 号
改正 平成 3 0 年 5 月 2 2 日	改正 平成 3 0 年 5 月 2 2 日
3 0 福保保健第 1 9 5 号	3 0 福保保健第 1 9 5 号
改正 令和元年 6 月 6 日	改正 令和元年 6 月 6 日
3 1 福保保健第 3 3 1 号	3 1 福保保健第 3 3 1 号
改正 令和 2 年 5 月 2 8 日	改正 令和 2 年 5 月 2 8 日
2 福保保健第 1 3 8 号	2 福保保健第 1 3 8 号
改正 令和 3 年 7 月 2 6 日	改正 令和 3 年 7 月 2 6 日
3 福保保健第 4 0 7 号	3 福保保健第 4 0 7 号
改正 令和 4 年 6 月 3 0 日	改正 令和 4 年 6 月 3 0 日
4 福保保健第 3 2 8 号	4 福保保健第 3 2 8 号
改正 令和 5 年 7 月 2 4 日	改正 令和 5 年 7 月 2 4 日
5 保医保健第 5 4 号	5 保医保健第 5 4 号
改正 令和 6 年 6 月 2 6 日	改正 令和 6 年 6 月 2 6 日
6 保医保健第 3 3 9 号	6 保医保健第 3 3 9 号
改正 令和 7 年 7 月 4 日	改正 令和 7 年 7 月 4 日
7 保医保健第 3 7 8 号	7 保医保健第 3 7 8 号
改正 令和 8 年 7 月 2 日	
8 保医保健第 4 0 6 号	

1 から 1 0 まで（現行のとおり） （補助金の<u>支払</u>） 1 1 <u>本補助金は、8 の規定による交付決定に基づき、予算の範囲内において、交付決定を行う年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの事業実施予定分について、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要に応じて、概算払いをすることができる。</u> 1 2 から 2 1 まで（現行のとおり） 附 則 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 2 8 年 7 月 2 0 日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、平成 2 9 年 6 月 1 5 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、平成 3 0 年 5 月 2 2 日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和元年 6 月 6 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 5 月 2 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 7 月 2 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和 5 年 7 月 2 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。 附 則	1 から 1 0 まで（略） （補助金の<u>概算払</u>） 1 1 <u>本補助金は、8 の規定による交付決定に基づき、予算の範囲内において、交付決定を行う年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの事業実施予定分について、概算払いをすることができる。</u> 1 2 から 2 1 まで（略） 附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 28 年 7 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、平成 30 年 5 月 22 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和元年 6 月 6 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 5 月 2 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 7 月 2 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要綱は、令和 5 年 7 月 2 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。 附 則
--	---

この要綱は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(別添1)

(現行のとおり)

この要綱は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(別添1)

(略)

(別添2)

対象経費支払基準

1～4

(現行のとおり)

■ 報償費

(現行のとおり)

■ 賃金

(現行のとおり)

【基準限度額】

日給（実働7.75時間）	<u>10,470</u> 円
時給（1時間当たり）	<u>1,350</u> 円

■ 報酬

(現行のとおり)

【基準限度額】

区分	時給（1時間当たり）
医師	<u>3,150</u> 円
弁護士	<u>2,920</u> 円
専門相談員（精神保健福祉士等）	<u>2,330</u> 円
相談員	<u>1,940</u> 円

■ 社会保険料等～負担金

(現行のとおり)

別紙様式第1

(現行のとおり)

(別添2)

対象経費支払基準

1～4

(略)

■ 報償費

(略)

■ 賃金

(略)

【基準限度額】

日給（実働7.75時間）	<u>9,540</u> 円
時給（1時間当たり）	<u>1,230</u> 円

■ 報酬

(現行のとおり)

【基準限度額】

区分	時給（1時間当たり）
医師	<u>3,050</u> 円
弁護士	<u>2,830</u> 円
専門相談員（精神保健福祉士等）	<u>2,250</u> 円
相談員	<u>1,880</u> 円

■ 社会保険料等～負担金

(略)

別紙様式第1

(略)

様式 1－1 ～ 1－4
(現行のとおり)

別紙様式第 2 ～ 第 3
(現行のとおり)

様式 3－1

様式 3－1

団体名

令和8年度東京都地域自殺対策強化補助事業補助金実績報告兼精算書

○拡充要件に該当しない場合

種目・事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	都補助基本額 (C、Dのいずれか少ない額)	交付額	交付決定額	遡定額 (FとGのいずれか少ない額)	仕入れに係る消費税等相当額	要補助金額	受入済額	差引 過不足額
	A	B	A－B＝C	D	E	E×補助率＝F	G	H	I	H－I＝J	K	K－J＝L
	円	0円	0円	0円	0円	円	円	0円	0円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	円	円	0円	円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	円	円	0円	円	0円	0円	0円
計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

○拡充要件に該当する場合

種目・事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	都補助基本額 (C、Dのいずれか少ない額)	交付額	交付決定額	遡定額 (FとGのいずれか少ない額)	仕入れに係る消費税等相当額	要補助金額	受入済額	差引 過不足額
	A	B	A－B＝C	D	E	E×補助率(3/4)＝F	G	H	I	H－I＝J	K	K－J＝L
	円	円	0円	0円	0円	0円	円	0円	円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	0円	円	0円	円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	0円	円	0円	円	0円	0円	0円
計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
						合計	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- (注)
- 1 交付要綱別添1第1欄の種目ごとに記入すること。複数の種目で実施する場合は、行を追加すること。
 - 2 「種目・事業名」欄には、事業種目の番号と事業名を記載すること。
 - 3 「交付額」F欄には、「都補助基本額」E欄に、別添1で定める補助率を乗じて1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。
 - 4 「交付決定額」G欄には、東京都から交付決定を受けた金額を記入すること。
 - 5 「受入済額」K欄には、東京都から概算払により交付を受けた金額を記入すること。
 - 6 「差引過不足額」L欄には、「受入済額」K欄と「要補助金額」J欄との差額を記入すること。

様式 3－3
(現行のとおり)

様式 1－1 ～ 1－4
(略)

別紙様式第 2 ～ 第 3
(略)

様式 3－1

様式 3－1

団体名

令和7年度東京都地域自殺対策強化補助事業補助金実績報告兼精算書

○拡充要件に該当しない場合

種目・事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	都補助基本額 (C、Dのいずれか少ない額)	交付額	交付決定額	遡定額 (FとGのいずれか少ない額)	仕入れに係る消費税等相当額	要補助金額	受入済額	差引 過不足額
	A	B	A－B＝C	D	E	E×補助率＝F	G	H	I	H－I＝J	K	K－J＝L
	円	0円	0円	0円	0円	円	円	0円	0円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	円	円	0円	0円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	円	円	0円	0円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	円	円	0円	0円	0円	0円	0円
計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

○拡充要件に該当する場合

種目・事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	都補助基本額 (C、Dのいずれか少ない額)	交付額	交付決定額	遡定額 (FとGのいずれか少ない額)	仕入れに係る消費税等相当額	要補助金額	受入済額	差引 過不足額
	A	B	A－B＝C	D	E	E×補助率(3/4)＝F	G	H	I	H－I＝J	K	K－J＝L
	円	円	0円	0円	0円	0円	円	0円	0円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	0円	円	0円	0円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	0円	円	0円	0円	0円	0円	0円
	円	円	0円	0円	0円	0円	円	0円	0円	0円	0円	0円
計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
						合計	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- (注)
- 1 交付要綱別添1第1欄の種目ごとに記入すること。複数の種目で実施する場合は、行を追加すること。
 - 2 「種目・事業名」欄には、事業種目の番号と事業名を記載すること。
 - 3 「交付額」F欄には、「都補助基本額」E欄に、別添1で定める補助率を乗じて1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。
 - 4 「交付決定額」G欄には、東京都から交付決定を受けた金額を記入すること。
 - 5 「受入済額」K欄には、東京都から概算払により交付を受けた金額を記入すること。
 - 6 「差引過不足額」L欄には、「受入済額」K欄と「要交付金額」J欄との差額を記入すること。

様式 3－3
(略)

別紙様式第 4 ～ 6
(現行のとおり)

別紙様式第 4 ～ 6
(略)